

産業建設常任委員会記録

令和2年12月9日

【開催日】 令和2年12月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前8時30分～午後8時50分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【参考人出席】

樋口晋也

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

【審査事項】 陳情書について

午前8時30分 開会

中村博行委員長 ただいまより産業建設常任委員会を開催します。最初に陳情人を参考人として本委員会に呼ぶことについてお諮りをいたします。陳情人であります、樋口晋也さんを委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように決定いたしました。では、陳情人を本委員会にお呼びする日時については、今からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように決定をいたしました。

(参考人席移動)

中村博行委員長 では、陳情書について審査を行います。本日は参考人といたしまして樋口晋也様の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただきありがとうございます。委員会を代表して心から厚く御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本陳情について、まず参考人から御説明いただき、その後、委員から質疑に入ります。また参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようよろしくお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承願います。それでは、参考人から説明を求めます。

樋口晋也参考人 今日は早朝からお時間を頂きましてありがとうございます。陳情書も今回に限らず、団体としてもこの市場問題の陳情書を出しておるわけですが、もう皆様の任期もあと1年足らずという状況で、藤永社長の条例違反問題や行政の監督責任問題等々、問題が山積で、これらの作業も少しずつ進んでいることと認識しております。はや、この市場問題に議会も取り組むようになって3年たちました。大変皆様には御苦勞をお掛けしていると思っておりますが、やはりしっかりしたまちづくりのために執行部と一緒にあって、議会の皆様には、引き続いて御尽力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは本題に入りますが、市議会のホームページの記録を見ますと、藤永社長、1,500万円の件でYフーズの山崎社長が呼ばれた記録が出ておりますが、中央青果の決算を行っていた畑税理士の聴取がなされておられません。藤永社長の不適切な財務管理の問題、中でも決算書については、一昨年の暮れに広島の桑原整理事務所から極めて問題があるという

ことが指摘されているのは、皆さん御承知のとおりです。そういう状況であるにもかかわらず、藤永社長だけの事情聴取で解明できるのだろうか。もちろん解明できていない現実がございます。代表者の意見陳述だけでは片手落ちではないかと。小野田中央青果の決算書を作成されていた畑税理士の参考人招致を行って、不適切と言われる決算の全容解明を行う必要があると思っています。これがなければ、解明することなどできないのではないかと。そういうことで、今回陳情という形で提案をさせていただきました。少し具体的に申し上げます。決算全体もそうですが、決算書の中には、Yフーズへの差入保証金と言われる1,500万円の資金使途についての問題もはらんでいます。このことも桑原税理士の報告書にあるのは御承知のとおりですが、これについては、農林水産課の職員がYフーズに聞き取りに行き、中央青果の取締役会で報告しているという議事録も公開されていますが、こういうことを畑税理士は御存じなのか。また、会社の体をなしていないと桑原税理士に言われているわけですが、そういう決算書をなぜ作成しなければならなかったのか。聞くべきことはたくさんあると思います。私の知る限りでは税理士ってというのは、お金の面から経営アドバイスを行うものだというふうに理解しています。市から補助金が500万円、300万円、300万円と出ている。それ以前もあるわけですが、そのときに借入れを中央青果は起こしている。一体どういう状況で起きたのか。また、藤永社長は中央青果に対して合計約1,800万円の現金の貸出しを行っています。ところが、年度を追ってみると、下がっているときもあるんですが、おむね社長としての役員報酬は上がっております。最終年度は800万円です。800万円の役員報酬、赤字で補助金をもらいながら役員報酬が上がっていくこの矛盾。しかし、自己資産で現金を貸し出すと。これは経営者としてどうなのかという問題もあります。ここに畑税理士はどのようなアドバイスをされたのか。一つ一つはここで全部は言えません。何十も百ぐらいあるかもしれません。そういうことを一つ一つ税理士に確認する中で、藤永さんの経営責任がどこまであるかっていうことを明確にする必要があると思っています。もちろん前提としては、藤永社長

がどこまで畑税理士にお願いしていたのか。また逆に畑税理士がどこまで引き受けていたのかという確認も必要です。恐らくこれはそれぞれに主張が異なるか分かりませんが、ただ必要があることはもちろんだと思います。ここで私が付け加えて言いたいのは、一度参考人として呼んだからもう呼べないという、何か固定概念が議会側にあるのだろうか。疑問があれば、あるいは新たな事実が発覚すれば、何度でも参考人を招致して事実の解明に努めるという姿勢が必要だと私は思っています。このような単純な話からマニアックな話、また、なぜ完全子会社のトンネル会社である小野田青果販売と売上げのキャッチボールをするような細工をしなければならなかったのか。審査すべき内容は多々あります。議会においても是非、解明に御尽力いただきたい。ここで補足ですけれども、税理士には守秘義務がございます。しかしながら、深井社長も公言されていますが、深井社長は代表取締役として、これまでに至る経緯、資料について何も隠す必要はない、税理士に対しても全て包み隠さず話していただいて結構だということを明確に発言されています。また、今破産手続が進んでおるわけですが、破産管財人である猪俣弁護士に10月3日の小野田中央青果の債権者会議でその件について質問をしました。畑税理士の守秘義務についてです。破産管財人は確かに畑税理士から話があったと。しかしながら、いいとか悪いとか、私はその件に一切関与していないということを債権者会議で公言されています。その債権者の中には、個人名は挙げませんが、市の顧問弁護士が会場にいらっしゃいました。その発言の確認は取れるはずですが、そういう意味で畑先生がお話をここに来て話される弊害というものはないと。クリアされているというふうに私は理解をしております。今回、個人情報というデリケートな問題もあります。今回私が提出させていただいた陳情書も個人名が黒塗りにされている部分がございます。私はあえて畑先生のお名前も含めて出させていただきました。それは、畑税理士が公人であるということを明確にするために、あえて公表させていただいております。その理由についてですが、まず小野田中央青果は公的会社であるということが前提になると思っています。それは何も法人格にあるという意味ではありま

せん。それは市場法の下で、山陽小野田市が開設者としてある山陽小野田市地方卸売市場において、唯一の卸売業者である小野田中央青果ということ。また、山陽小野田市が50%の出資をして、50%の株主ということ、いわゆる第三セクターである小野田中央青果、これらを考えれば、公的な会社であるという前提が成り立つというふうに思っています。そして、小野田中央青果の決算書は、市にも毎年報告書が提出され、議会にも報告されていることは、皆さん御承知のとおりです。これらを前提として見るときに、畑税理士の業務は小野田中央青果の決算書を作成し、税務署に申告するということですので、極めて公共性、公益性の強い立場にある方であるというふうに考えております。ただ、ここでちょっと視点を変えてみると疑問が残ります。市議会の資料を拝見していると、藤永前社長は秘密会で呼ばれ、その後に秘密事項を黒塗りにしての議事録が公開されたというふうに推察をしております。畑税理士以上に公人であるはずの藤永氏がなぜ秘密会という扱いになったのか。これは分かりませんが、少なくとも議会がこれを失敗であったとするならばそういうことがないように、要するに、畑先生を参考人招致する際は当然公開の下で開催されることが絶対条件であると考えておりますので、是非御検討いただきたいと思っております。畑先生ももちろん税理士で御多忙な方だと思っておりますが、この畑税理士の証言というのは大変大切なものだと思っております。最後になりますけれども、市議会として解決に取り組むという確固たるその意思を態度で示していただきたい。この実現のためには、地方自治法第100条の適用も含めて、御検討いただいて、少しずつ前進をしていただきたいと願っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上で終わります。

中村博行委員長 ありがとうございます。ただいま樋口様から説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。委員の皆さんから質問をしていただくようお願いいたします。委員会としても3年半ぐらい、先ほど樋口様からおっしゃられましたように、これに関わって委員会としてできる範囲の努力をしてまいったと思っておりますけれども、そういっ

た意味で内容については十分理解されたというふうに思います。樋口様におかれましては本当に3年半、この市場の正常化に向けていろいろ御意見いただき、御尽力いただいたということについては、私委員長個人としても、非常に感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。それでは参考人の樋口様に御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し、心から感謝申し上げます。樋口様から頂きましたただいまの貴重な御意見等は今後、本委員会の審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

（参考人退席）

中村博行委員長 それでは、次に地域建設産業の再生に関する要請書と住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書について陳情人を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りをいたします。陳情人であります、青木保様、北村隆様、齋藤博行様、酒井秀昭様、竹本登様を本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ではそのように決定いたします。では陳情人を本委員会にお呼びする日時については、12月10日午前9時30分としたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定をいたしました。続いて、山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書について、陳情人を参考人として本委員会にお呼びすることについてお諮りをいたします。陳情人である徳富淳様を本委員会にお呼びし、意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定をいたしました。陳情人を本委員会にお呼びする日時については、12月10日午前11時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議はありませんので、そのように決定をいたしました。以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 8 時 5 0 分 散会

令和 2 年 1 2 月 9 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行